

## 平成22年稲敷市農業委員会第12回総会

[12月24日]

- 
- |       |                                         |
|-------|-----------------------------------------|
| 日程 1  | 会議録署名委員の指名について                          |
| 日程 2  | 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について |
| 日程 3  | 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について   |
| 日程 4  | 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について |
| 日程 5  | 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について                  |
| 日程 6  | 報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について        |
| 日程 7  | 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について       |
| 日程 8  | 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について    |
| 日程 9  | 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について    |
| 日程 10 | 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について               |
| 日程 11 | 議案第5号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について    |
| 日程 12 | 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）   |
- 

### 本日の会議に付した事件

- |       |                |
|-------|----------------|
| 日程 1  | 会議録署名委員の指名について |
| 日程 2  | 報告第1号          |
| 日程 3  | 報告第2号          |
| 日程 4  | 報告第3号          |
| 日程 5  | 報告第4号          |
| 日程 6  | 報告第5号          |
| 日程 7  | 議案第1号          |
| 日程 8  | 議案第2号          |
| 日程 9  | 議案第3号          |
| 日程 10 | 議案第4号          |
| 日程 11 | 議案第5号          |

出席委員

1 番	井戸賀 吉 男 君	1 8 番	宮 本 善 助 君
2 番	沖野谷 秀 雄 君	1 9 番	村 山 文 雄 君
3 番	飯 塚 幸 一 君	2 0 番	坂 本 一 雄 君
4 番	千 勝 忠 君	2 1 番	山 田 重 一 君
5 番	保 科 進 君	2 2 番	秋 本 精 一 君
6 番	川 島 昇 君	2 3 番	横 田 裕 康 君
7 番	高 須 一 郎 君	2 4 番	加 納 昭 君
8 番	篠 崎 惣 壽 君	2 5 番	松 本 文 雄 君
1 0 番	濱 田 昭 一 君	2 6 番	沼 崎 享 君
1 1 番	吉 岡 一 仁 君	2 7 番	濱 田 孟 君
1 2 番	横 田 悌 次 君	2 8 番	青 宿 昌 夫 君
1 3 番	内 埜 新 也 君	2 9 番	鈴 木 重 義 君
1 4 番	野 口 隆 雄 君	3 0 番	黒 田 久 良 之 進 君
1 5 番	篠 崎 文 夫 君	3 1 番	高 城 貞 雄 君
1 7 番	澤 邊 雅 之 君	3 2 番	根 本 卓 明 君

---

欠席委員

9 番	栗 山 文 雄 君	1 6 番	古 澤 真 和 君
-----	-----------	-------	-----------

---

出席説明員

農業委員会事務局長	内 田 和 雄 君
農業委員会事務局長補佐	永 長 妥 啓 君
農業委員会事務局係長	井戸賀 輝 行 君
農業委員会事務局主査	高 橋 涉 君

---

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

11月29日（月） 稲敷市家族経営協定調印式

於 東庁舎会議室

出席者 加納会長

12月2日（木） 全国農業委員会会長代表者集会

於 東京都「九段会館」

出席者 加納会長、内田事務局長

12月16日（木） 茨城県農業会議第363回常任議員会議

於 水戸市茨城県市町村会館

出席者 加納会長

12月20日（月） 茨城県農業会議臨時総会

於 水戸市茨城県市町村会館

出席者 加納会長

農業委員会会長・事務局長会議

於 水戸市茨城県市町村会館

出席者 加納会長、永長局長補佐

12月21日（火） 農業委員会稲敷郡協議会 広域農地パトロール

於 牛久市井岡町「イオンアグリ創造（株）牛久農場」

出席者 加納会長、吉岡代理、秋本委員、村山委員

事務局（内田局長、永長補佐）

12月22日（水） 稲敷市農業委員会第2回広報委員会

於 東庁舎会議室

出席者 加納会長、飯塚広報委員長、澤邊広報委員、沼崎広報委員、

山田広報委員、事務局（内田局長、永長補佐）

12月24日（金） 稲敷市農業振興地域整備促進協議会

於 東庁舎会議室

出席者 加納会長、内田事務局長

---

午後 3時04分開会

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、ただいまから、平成22年12月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり、議事進行いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろし

くお願いいたします。

本日の出席委員は30名です。欠席委員は9番、栗山委員、16番、古澤委員の2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

---

#### 日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

署名人の指名については議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、12番、横田委員、13番、内埜委員兩名を指名いたします。

---

#### 日程2 報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、浮島字関谷、田2筆、計1,982平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、所有権の移転を行うものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

---

#### 日程3 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、2ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、手賀組新田字結佐ほか3地区、田13筆、畑2筆、計15筆、面積のほうが2万2,920平方メートルについてでございますが、平成16年8月25日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号2番、四箇字四箇ほか2地区、田1筆、畑3筆、計4筆、1,835平方メートルについてでございますが、平成20年8月3日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

3ページをお開き願います。

受理番号3番、古渡字山川ほか5地区、田4筆、畑12筆、計16筆、4,007.20平方メートルについてでございますが、昭和56年7月7日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、自作地として届け出しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

受理番号4番、下根本字中子、田1筆、770平方メートルについてでございますが、平成21年2月19日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

4ページをお開き願います。

受理番号5番、上君山字西ほか7地区、田12筆、畑19筆、計31筆、3万3,305平方メートルについてでございますが、平成22年2月27日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在自作地として耕作しており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程4 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について

○議長（加納 昭君） 続きまして、報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） それでは、5ページをお開き願います。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知についてでございます。

合意解約5件でございます。

受理番号1番、阿波崎字逆塩、田1筆、509平方メートルについてでございますが、集積のため合意解約するものでございます。

受理番号2番、岡飯出字岡飯出ほか2地区、田5筆、計8,496平方メートルについてでございますが、農業公社が行う利用権転貸で、賃借人の療養のため耕作ができないので合意解約するものでございます。

受理番号3番、下須田字東、田4筆、計1万1,978平方メートルについてでございますが、賃借人が当該地を譲渡するために合意解約するものでございます。

受理番号4番、堀川字丑新田、田2筆、計1万4,068平方メートルについてでございますが、賃借人に担い手が育成できたため合意解約するものでございます。

受理番号5番、佐原組新田字釜井、田1筆、1,219平方メートルについてでございますが、契約する際に耕作者を間違えて申請したため、合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これはまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程5 報告第4号 制限除外の農地の移動届出について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、報告第4号 制限除外の農地の移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 続きまして、6ページをお開き願います。

報告第4号 制限除外の農地の移動届出についてでございます。

受理番号1番、浮島字勝木、田7筆、計1万803平方メートルについてでございますが、稲敷市が行いますまちづくり交付金事業「浮島レイクサイド地区」（仮称）和田地区調整池整備事業により、和田入揚排水機場の排水ポンプ改修にあわせて調整池を整備するものでございます。

なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認をしました結果、農地法施行規則第32条第1項第6号に該当いたしますので、問題はないものであります。

受理番号2番、犬塚字前山、畑1筆、1,270平方メートルについてでございますが、稲敷市が行う公共下水道工事に伴い、資材置き場として利用するものでございます。使用貸

借期間は契約締結日より平成23年5月31日まででございます。

なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認しました結果、農地法施行規則第53条第5号に該当いたしますので、問題はないものであります

受理番号3番、下太田字諏訪原、畑1筆、146平方メートルのうち0.1256平方メートルについてでございますが、ソフトバンクモバイル株式会社が行う携帯電話無線基地局として、コンクリート柱を設置するものでございます。

なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認しました結果、農地法施行規則第53条第14号に該当いたしますので、問題はないものであります

受理番号4番、下太田字大辺田台、畑1筆、186平方メートルのうち0.1256平方メートルについてでございますが、ソフトバンクモバイル株式会社が行う携帯電話無線基地局として、コンクリート柱を設置するものでございます。

なお、添付すべき必要書類等は、事務局で確認しました結果、農地法施行規則第53条第14号に該当いたしますので、問題はないものであります

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程6 報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君） それでは、続きまして、報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

内田事務局長。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 7ページをお開き願います。

報告第5号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会についてでございます。

受理番号1番、水戸地方裁判所龍ヶ崎支部より照会がありました、柴崎字居鍵ほか2地区、畑5筆、計1,316平方メートルについてでございますが、11月19日、担当委員と事務局で現地を調査いたしました。調査の結果、当該地は、農地法の農地に該当いたしますので、買受適格証明願を要する旨、報告をいたしました。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これはまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

---

#### 日程7 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 8ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてでございます。

売買による所有権移転6件、贈与による所有権移転1件の7件でございます。

受理番号1番、浮島字関谷、田2筆、計1,982平方メートルについてでございますが、農林振興公社が行う農地保有合理化事業により、農業経営の規模拡大を目的に取得するものでございます。11月9日に、農林振興公社と事務局で、受人と東庁舎会議室において面談をいたしました。

受人は主に野菜を67アール作付している農家で、自分で生産した野菜で漬物販売を営んでおります。農業経営面積は201アール、農作業従事日数は300日でございます。

所有の農地について、休耕地はなく、違反転用もないものであります。

農機具の所有状況ですが、トラクター1台、農業用トラック1台を所有しています。水稻については、作業委託をしており、購入地は隣接している自作地の田と一体的に畑として野菜を作付するものであります。

以上、調査の結果、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、受となる許可要件を満たしているものであり、問題ないものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号2番、堀川字八幡台、畑1筆、9,340平方メートルについてでございますが、渡人は相続人より農地を取得しましたが、耕作できないため譲渡するものであります。受人は経営規模の拡大を目的に取得するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号3番、幸田字仕立洲、田2筆、計1,982平方メートルについてでございますが、渡人は高齢により耕作できないため親戚に譲渡するものであります。受人は渡人の要望により耕作地を取得するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号4番、幸田字横須賀下、田1筆、254平方メートルについてでございますが、渡人は高齢により耕作できないため親戚に譲渡するものであります。受人は渡人の要望により自分の耕作地の隣接地を取得するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認いたしました。

9 ページをお開き願います。

受理番号5番、阿波崎字須口、田1筆、44平方メートルについてでございますが、先代が譲渡しましたが、所有権移転をしていなかったため、今回所有権移転を行うものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号6番、堀之内字前田、田2筆、76.59平方メートルについてでございますが、渡人は耕作できないため隣接の土地所有者に譲渡するものであります。受人は渡人の要望により耕作地の隣接地を取得するものであります。受人は遊休農地がありますが、「遊休農地の農業上の利用に関する計画書」を提出しており、今後遊休農地を含めて耕作をする予定です。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号7番、本新、田1筆、畑1筆、1万6,812平方メートルについてでございますが、ここで議案書訂正をお願いします。受人と渡人の氏名、年齢を逆に記載していますので、訂正をお願いします。

渡人は高齢により耕作できないため後継者に贈与するものであります。受人は経営移譲を受けた農地を取得するものであります。

調査の結果は、報告書のとおり、農地法第3条の2項の各号に該当しないものであり、許可要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番は、事務局の説明どおりでありますので、受理番号2番を事務局より報告願います。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 受理番号2番について報告いたします。

12月17日、受人宅で面談をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。

受人は主に落花生を作付している農家で、農業経営面積は229アール、農業従事日数は200日です。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、トラック1台を所有し、トラクター1台、耕運機1台、田植

機1台、乾燥機1台を近所の者から借り受けております。

以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 続けて、受理番号3番、4番を沖野谷委員、お願いします。

○2番（沖野谷秀雄君） 2番、沖野谷です。

受理番号3番、4番についてご説明いたします。

受理番号3番につきましては、12月22日に渡人と受人のほうへ出向きまして、双方とも申請の内容に問題のないことを確認いたしました。また、受人は米を作付しています農家であります。経営面積は158アール、農業従事日数は60日でございます。

所有の農地については休耕地はありますけれども、これは利用計画等を提出してございまして、そのとおりにやるとのことでございます。また、違反転用地はありませんでした。

農機具の所有状況ですが、トラクターが1台、あと軽トラックも持っております。それから、田植機、乾燥機、コンバインについては知人から借り受けてやっているということでございます。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものと思っておりますので、よろしくご審議を願います。

また、4番の件につきましては、これも同じく22日に渡人と受人に確認いたしましたところ、双方とも申請内容に問題がないことを確認しました。また、受人は主に米と畑作ですか、大豆、麦もやっております認定農家でございます。農業経営面積は604アール耕作しております。農業従事日数は280日ほど従事しております。それで田植機、トラクター、コンバイン、乾燥機2台を所有しております。

以上、調査の結果、報告どおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものと思われまので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号5番を黒田委員より報告願います。

○30番（黒田久良之進君） 30番、黒田です。

受理番号5番について報告いたします。

先日21日に渡人と受人に確認いたしました。双方とも申請内容に間違いがないことを確認いたしました。また、受人は主に水稻を作付している農家で、農業経営面積は、議案書の記載とは違って170アールというようなことを言っていましたので、170アールというようなことで、農業従事日数は220日です。所有の農地について、休耕地はなく、違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、耕運機1台、以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号6番を鈴木委員より報告願います。

○29番（鈴木重義君） 29番、鈴木でございます。

受理番号6番について報告いたします。

12月22日に受人に申請内容について確認しましたところ、間違いがないことを報告いたします。また、受人については石油販売業を営んでおりまして、水田については地元の耕作農家のほうに委託しているということでありました。畑については若干耕作地がありますが、農機具等につきましても親戚の者から借り受けて、計画的にこれから取り組むということを確認しております。そのほか関係書類等も整備されておりますので、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしていると思います。そして問題ないことを確認しましたので、よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号7番は事務局より報告願います。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 受理番号7番について報告いたします。

12月17日に受人宅で面談をし、申請内容に間違いがないことを確認しました。

受人は主にサツマイモを作付している認定農業者で、農業経営面積は627アール、農業従事日数は330日です。所有の農地について休耕地はなく、違反転用もありません。農機具の所有状況ですが、トラクター3台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたします。

---

日程8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 10ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、沼田字塚本、畑1筆、1,041平方メートルのうち668.11平方メートルについてでございますが、小動物共同墓地として使用したいとするものでございます。

申請人は、現在土浦市に住んでおり、相続を受けた農地1,041平方メートルのうち668.11平方メートルを事業地として計画しております。残地の372.89平方メートルについては花畑として利用するものであります。募集範囲は稲敷市内外の地域で、埋葬する遺体は火葬処理済みのみとします。区画は100区画を計画し、駐車場9台分を確保し、土地の周囲はフェンスと竹杭で囲みます。雨水排水は自然浸透とし、水道、下水道はありません。墓地については、1区画15万円から20万円で募集し、管理費は別となっております。造成に関しましては親族が自己所有の機械で工事を行います。

申請地は、農振農用地区域外であり、土地改良区区域外でございます。農地区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地で、第1種農地と判断しましたが、申請地は土地改良未整備地区であり、第1種例外規定に該当する施設と判断しました。

12月17日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果は、報告書のとおり問題ないものでありますが、県に対する意見書に「地域住民に対して説明会を実施し、地域住民の承諾を得てから許可をするように要望する」と加えるものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○19番（村山文雄君） 19番、村山です。

受理番号1について説明いたします。

去る17日、私と担当委員の栗山委員と事務局2名で現地調査をしてまいりました。調査結果は報告書のとおり、また、事務局説明のとおりですが、やはり用途転用地の地域の農業に与える影響はないと思いますが、現地に住宅が2軒ありまして、物が物でありますので、やはり地域住民の理解、説明会とかそういうものを開催してある程度理解を得てから計画するように申し添えましたが、できれば、早急に説明会を開催して、地域住民、地域関係者の理解を得てから事業を計画する、こういうことが必要で、以上の調査結果を報告いたしまして、皆様から慎重審議を賜りたいと思います。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上です。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

○6番（川島 昇君） 今ちょっと聞き取れなかったのですが、地域住民の同意はとれたのですか。とれてない、ということは、ちょっとまずいですよね。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 事務局から説明します。

農地法では地域住民の同意書というのは要らないので。

○6番（川島 昇君） 後で問題は起きないですか。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） その関係で、県のほうへ別添で今言ったような文章を入れる。

○6番（川島 昇君） 問題が起きなければいいのですが。

○農業委員会事務局長（内田和雄君） 今のところなんですけど、この動物の霊園、ペット霊園、これについては政府でも何の法律、規制がないということで、それでも現在住民とのトラブルがあちこちで見られるということで、町村によってはそういう設定をして規制しているところもあるのですけれども、稲敷市では今のところは何も規制するものはありませんので、とりあえず4条の許可権者であります茨城県に対しまして、地域の説明会を行って承諾をもらってから許可を出してくれということを文書で上げたいと考えております。

○6番（川島 昇君） わかりました。

○8番（篠崎惣壽君） 8番、篠崎です。

この墓地というのですけれども、墓地は、人間に対しても墓地ですから、動物に対しても同じだと思えるのですけれども、要はこの要件に対して地元民がどこまで納得したかということだと思えるですね。恐らくこれは納得できないと思いますよ、動物のお墓としては。私のほうでもそういうことがあったのですけれども、やるとなれば、墓地というのは相当広範囲にわたって反響がありますから、この点をよく踏まえて、地元住民の意見を反映したほうがいいと思いますね。よろしくお願いします。

○議長（加納 昭君） そのほか何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） では、この件につきましては質疑なしということで、これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は、調査報告書のとおり、地域住民に対して説明会を実施し、地域住民の承諾を得てから許可する旨の意見で進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は地域住民に対し説明会を実施し、地域住民の承諾を得てから許可する旨の意見を進達することに決定いたしました。

---

日程 9 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 11ページをお開き願います。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号 1 番、中山字丑新田、田 1 筆、3,300 平方メートルについてでございますが、平成 22 年 3 月に県へ進達しましたが、進入路の調整のため事業計画変更が必要となり、6 月に申請を取り下げました。今回、関係法令の調整が済み、許可が見込まれることにより申請するものであります。

賃貸借した田を転用し、輸出用の自動車を保管しておく車両置き場として使用するものでございます。車両置き場は、田を 1.05 メートル盛り土し、雨水調整池を設置し、使用するものでございます。造成後は中古自動車 156 台分の置き場として利用し、水道・下水道は利用しないものであります。

申請地は、農振農用地区域外であり、土地改良区区域外でございます。農地区分は 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地で、第 2 種農地と判断しましたが、申請は市街地設置困難施設であり、第 1 種例外規定に該当する施設と判断しました。

12 月 17 日、調査委員と事務局で、申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおり問題ないものであります。

受理番号 2 番、沼田字神田、畑 2 筆、計 1,128 平方メートルのうち 288 平方メートルについてでございますが、携帯電話基地局の建設に伴う作業用地及び資材置き場として一時転用するものでございます。作業用地は、周囲をフェンスで囲み、鉄板を敷いて利用するものであります。雨水は自然浸透で、水道・下水道は利用しないものであります。

申請地は、農振農用地区域外であり、土地改良区区域外でございます。農地区分は 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地で、第 1 種農地と判断しましたが、申請地は既に制限除外の届け出がされている携帯電話基地局用地に隣接し、作業用地として必要性があり、第 1 種例外規定に該当する施設と判断しました。

12月17日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

よろしくご審議お願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

では、受理番号1番について。

○4番（千勝 忠君） 4番、千勝です。

受理番号1番について、去る12月17日、篠崎委員と私と事務局2名で申請書類の審査後、現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、車両置き場が目的で、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われまます。また、添付書類を確認しましたが、問題はありませんでした。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番の調査報告をお願いいたします。

○19番（村山文雄君） 19番、村山です。

受理番号2について説明いたします。

去る17日、私と栗山委員、事務局2名で現地及び書類等を調査しましたが、調査結果は報告書のとおりでございまして、現在周辺は荒地でありまして、農作物も作付してありませんので、この案件は一時転用でありまして、何ら問題ないと判断いたしました。

以上調査結果報告といたします。慎重審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

#### 日程10 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第4号 現況証明願に対する証明書の交

付についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 12ページをお開き願います。

議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。

非農地証明書の交付4件でございます。

受理番号1番、西代字南田、田1筆、131平方メートルについてでございますが、登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和58年ごろより、木造2階建ての住宅157.96平方メートル1棟が建築されて27年が経過しています。なお、撮影年月日、昭和59年12月19日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

12月17日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号2番、下須田字東、畑1筆、446平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和58年ごろより木造平屋建ての農業用倉庫59.5平方メートル1棟が建築され、33年が経過しています。

なお、撮影年月日昭和59年11月23日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

12月17日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号3番、清久島字内榎本、畑1筆、85平方メートルについての登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和35年ごろより自宅への進入路として利用しており、50年が経過しています。

なお、撮影年月日、昭和40年当時の空中写真の添付と始末書が提出されています。

12月17日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、問題ないものであります。

受理番号4番、曲渕字居下、田、1筆、165平方メートルについてでございますが、登記地目変更のための非農地証明書の交付でございます。昭和39年ごろより木造平屋建ての倉庫41.32平方メートル1棟が建築され、46年が経過しています。なお、撮影年月日昭和59年12月13日の国土地理院の空中写真証明書の添付と始末書が提出されています。

12月17日、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は報告書のとおり、問題ないものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番の調査報告をお願いします。

○5番（保科 進君） 5番の保科です。

受理番号1番について、去る17日、加納委員と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく、国土地理院の写真とあわせて確認をしました。申請地は、自作農地のため問題ありません。また、添付書類等確認しましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） では、受理番号2番の調査報告をお願いいたします。

○30番（黒田久良之進君） 30番、黒田です。

受理番号2番について、去る17日、坂本委員、高城委員、それと事務局2名で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、事務局の説明どおりで間違いはなく、宅地として利用されており、国土地理院の写真とあわせて確認をいたしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われれます。また、添付書類等の確認をしましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（加納 昭君） では、受理番号3番の調査報告をお願いします。

○32番（根本卓明君） 32番、根本です。

3番、4番について、一緒によろしいでしょうか。

○議長（加納 昭君） はい。

○32番（根本卓明君） 受理番号3番、4番についてご説明申し上げます。

去る17日、加納会長と事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはございません。3番につきましては、宅地の入り口の道路として、また、4番につきましては物置として利用されておりました、国土地理院の写真とあわせて確認いたしました。申請地は、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われれます。また、添付書類等も確認しましたが、問題ありませんでした。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了します。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

日程 1 1 議案第 5 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 5 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 13ページをお開き願います。

議案第 5 号 農地法第 3 条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてでございます。

関東信越国税局が行う公売物件に対する買受適格証明書の交付でございます。

受理番号 1 番、公売物件、上根本、田 1 筆、3,000平方メートルについてでございます。調査の結果、報告書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないものであり、申請人は買受人となる要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認をいたしました。

受理番号 2 番、公売物件、上根本、田 1 筆、1,013平方メートルについてでございます。調査の結果、報告書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないものであり、申請人は買受人となる要件を満たしているものであります。

なお、添付すべき必要書類もあわせて確認いたしました。

受理番号 3 番につきましては、平成22年12月17日付で取り下げられました。

以上で、議案第 6 号の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号 1 番を事務局より報告願います。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 事務局より受理番号 1 番について調査の報告をいたします。

12月17日並びに22日に直接自宅へ訪問し、調査をいたしました。

農業経営規模拡大を目的とし、申請地を購入したいということです。申請人は、主に水稲を作付しており、農業経営は106アール、農業従事日数は300日でございます。農作業用の機械に関しては兄弟と共有しており、一部作業については臨時雇用を行っています。

以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしており、問題はないものであります。

よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） それでは、受理番号 2 番、調査報告をお願いいたします。

○11番（吉岡一仁君） 11番、吉岡です。

受理番号2番について報告いたします。

本人は、主に水稻を耕作している農家で、精農家であります。経営面積は633アール、農作業日数は250日です。所有の農地については休耕地はなく、違反はありません。農機具の所有状況ですが、トラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しております。

以上、調査の結果、報告書のとおり証明書の交付条件を満たしており、問題ないと思いますので、よろしく審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを採決します。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程12 議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

なお、議事参与の制限に該当する案件がありますので、事務局は受理番号12番、13番を除いて説明をお願いいたします。

永長局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、14ページをお開き願います。

議案第6号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回設定を予定するのは、新規設定4件、1万8,445平方メートル、再設定9件、7万575平方メートルでございます。

受理番号1番、伊佐部字伊佐部ほか1地区、田3筆、計4,715平方メートルについてで

ございますが、再設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は1,361アール、農作業従事日数は250日でございます。

受理番号2番、佐原組新田字伊佐部、田7筆、計1万3,533平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は受理番号1番と同じ方でございます。

受理番号3番、手賀組新田字大重ほか2地区、田3筆、計6,646平方メートルについて、こちらも再設定で、利用目的、稲、期間3年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は千葉県香取市の農業生産法人で、経営面積は1,868アールでございます。

受理番号4番、上根本字羽黒下、田1筆、3,440平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間5年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。

設定を受ける者の経営面積は166アール、農作業従事日数は60日でございます。

受理番号5番、上根本字南下、田1筆、115平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間3年、小作料は115平方メートルで現金2,500円との事でございますので、10アール当たりに換算いたしますと現金2万1,740円でございます。設定を受ける者の経営面積は77アール、農作業従事日数は60日でございます。

受理番号6番、堀川字草切、田1筆、1,257平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.3俵でございます。設定を受ける者の経営面積は176アール、農作業従事日数は60日でございます。

15ページをお開き願います。

受理番号7番、上君山字西、田2筆、計1万273平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者の経営面積は452アール、農作業従事日数は250日でございます。

受理番号8番、本新、田3筆、計1万5,565平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は1,446アール、農作業従事日数は280日でございます。

受理番号9番、本新、田1筆、1万5,031平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的、稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は受理番号8番と同一の方でございます。

受理番号10番、須賀津字須賀津、田1筆、1,589平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵でございます。設定を受ける者の経営面積は914アール、農作業従事日数は200日でございます。

受理番号11番、曲渕字居下、田3筆、計2,534平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。

設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は2,557アール、農作業従事日数は300日でございます。

以上、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で受理番号1番から11番の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより受理番号1番から11番の稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は、申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

では、受理番号12番、13番の審議についてでございますが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に、6番、川島委員が該当しますので、川島委員の退席を求めます。

（川島委員 退席）

○議長（加納 昭君） それでは、ただいま6番、川島委員が退席しましたので、審議を始めます。

事務局の説明をお願いします。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、続きまして受理番号12番、13番について説明させていただきます。

15ページ、受理番号12番、堀川字舟戸、田3筆、計1万163平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間10年、小作料、10アール当たり玄米2.5俵でございます。設定を受ける者は認定農業者で、経営面積は1,740アール、農作業従事日数は160日でございます。

受理番号13番、太田字太田新田、田1筆、4,159平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的、稲、期間10年、小作料10アール当たり玄米2.5俵でございます。

受理番号12番、13番につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を

満たしていると考えます。

以上で受理番号12番から13番の説明を終わります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

それでは、これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより受理番号12番、13番の稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は申請のとおり意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定することに決定いたしました。

審議が終了しましたので、6番、川島委員の入室を許可いたします。

（川島委員 復席）

○議長（加納 昭君） ただいま6番、川島委員が出席しましたので、審議を続けます。

---

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、平成22年12月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時06分閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加 納 昭

12番 委員 横 田 悌 次

13番 委員 内 埜 新 也